

第Ⅲ部 重なる史跡の保存活用

第1章 重なる史跡

1-1 重なる史跡とは

下寺尾には、平成27(2015)年に国史跡に指定された古代(飛鳥時代～平安時代)の官衙遺跡である「史跡下寺尾官衙遺跡群」と、平成31(2019)年に国史跡に指定された弥生時代の環濠集落である「史跡下寺尾西方遺跡」が所在する。

史跡下寺尾官衙遺跡群は、律令制の成立と地方支配を示す郡衙や、国家仏教の広がりを示す寺院からなる遺跡であり、史跡下寺尾西方遺跡は、石器から鉄器へと移り変わる弥生時代中期後半において中核的な集落として機能した大規模な環濠集落である。いずれも、我が国の歴史を考える上で重要な遺跡である。

この2つの史跡は、時代や種別が異なるにもかかわらず、同じ場所に重なって存在しており、史跡の二重指定という特徴を有している。史跡の二重指定は、全国的にも数少ない事例であり、同じ場所が異なる時代において歴史的・学術的に重要な意味をもっていたことを示すものである。そこで、本計画では、同じ場所に異なる時代の史跡が存在している状態を「重なる史跡」と呼び、2つの史跡の取扱いに当たって必要となる保存活用の基本的な考え方を示すこととする。

1-2 重なる史跡の特徴

指定された2つの史跡の本質的価値については、それぞれ明らかにされているが、重なる史跡であることにより、新たに次のような特徴が認められる。これらの特徴は、「重なる史跡」一般にみられる特徴と、「下寺尾の重なる史跡」に特有の特徴とに整理することができる。

(1) 重なる史跡の特徴

ア 希少性を有する

「重なる史跡」は全国的にも希少な事例で、令和7(2025)年3月現在では福岡県福岡市に所在する史跡福岡城・史跡鴻臚館と下寺尾に所在する史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡のみである。

イ 1つの場所で、異なる歴史をみることができる

重なる史跡は、我が国の歴史を示す異なる時代の史跡が同じ場所に重なって存在するものであり、訪れることで異なる歴史や遺跡の様相、その移り変わりを知ることができる。

なお、考古学では、1つの遺跡に異なる時代の痕跡が所在するものを「複合遺跡」と

呼んでおり、2つの時代の史跡である重なる史跡は複合遺跡といえる。史跡が所在する場所では、史跡以外の時代の痕跡も確認されていることから、2つの史跡を軸とした遺跡の重なりや歴史の移り変わりを示すことができる複合遺跡である。

ウ 歴史の地域的なまとまりを理解することができる

弥生時代の環濠集落や古代の郡衙・寺院の周辺では、それぞれに関連する遺構や遺物が確認されている。史跡下寺尾西方遺跡では、台地上に環濠集落が所在し、その周辺の一段低い砂丘上や後背湿地からも同時期の土器片が出土している。史跡下寺尾官衙遺跡群では、台地上に郡衙、砂丘上に寺院が所在し、周辺の後背湿地や旧河道からは川津や祭祀場が確認されている。特に古代については、郡衙を単独の遺跡としてではなく、郡衙とそれを構成する諸施設の集合体として捉える「遺跡群」の考え方により評価され、国史跡に指定されている。

このような関連遺跡のまとまりは、台地を中心として、南側の砂丘、さらに周辺の後背湿地や河川を含む一帯に認められ、地域的な遺跡のまとまりを形成している。下寺尾にみられるこのような地域的な遺跡のまとまりは「下寺尾遺跡群」と捉えることができ、「重なる史跡」を理解する上でも重要な要素である。なお、下寺尾遺跡群では、史跡以外にも、縄文時代の貝塚、古墳時代の集落、中世の区画、近世の畑、近現代の防空壕や相模線の橋脚などが確認されており、縄文時代から近現代に至る痕跡が地域的なまとまりをもって存在している。

(2) 下寺尾の重なる史跡の特徴

「重なる史跡」の事例は少ないが、史跡ごとに遺跡の時代、種別、範囲、重なり方が異なるため、その具体的な様相は事例ごとに異なる。重なる史跡としての保存活用を進めるためには、「重なる史跡」一般に共通する特徴に加え、「下寺尾の重なる史跡」に特有の特徴を整理する必要がある。

下寺尾の重なる史跡には、次のような特徴が認められる。

ア 史跡の中心部分が大きく重なる

史跡下寺尾官衙遺跡群を構成する高座郡衙の建物群と、史跡下寺尾西方遺跡を構成する環濠集落は、西方遺跡内の同じ場所で確認されている。両史跡の中心部分が広い範囲で重なっていることは、保存・管理、調査・研究、活用、整備などの各項目において、相互に影響を及ぼす範囲が広いことを示している。

また、史跡の中心部分が広範囲にわたって同じ場所に位置することは、時代を超えてその場所が選ばれ、歴史的に強く志向されてきたことを示している。

イ 2つの時代・異なる種別の遺跡が存在する

下寺尾の重なる史跡は、古代（飛鳥時代～平安時代）の史跡と弥生時代の史跡が同じ場所で重なっている点に特徴がある。両者は時代的に連続するものではなく、同じ場所に、時間を隔てた2つの重要な歴史が存在していることを示している。

また、遺跡の種別も異なり、一方は郡衙の遺跡として律令期の地方支配を示す公的施

設であり、他方は環濠集落の遺跡として拠点的な農村集落である。こうした時代や種別の違いは、遺跡の成立背景、空間構成、変遷などが相互に異なることを示しており、そのように性格の異なる遺跡が同じ場所を選んだことを読み取ることができる。

ウ 同じ地形に立地する

2つの史跡は、いずれも西に細く張り出す舌状台地上に立地している。詳細にみると、この舌状台地は、根元から中央にかけて南北にふくらみ、先端に向かって狭まる地形となっている。高座郡衙は、舌状台地中央部の南北幅が最も広い部分に造営され、環濠集落は、その最も広い部分から西側を含む範囲に展開している。これにより、高座郡衙は舌状台地中央部を、環濠集落は舌状台地全体を、それぞれ志向して立地したことが読み取れる。

また、下寺尾では、縄文時代前期には海が台地縁辺まで迫っていたが、その後は離水し、弥生時代及び古代にはおおむね同様の地理的環境が広がっていたと考えられることから、両史跡は共通する周辺環境のもとに立地していた可能性がある。

なお、史跡下寺尾官衙遺跡群では、高座郡衙が台地上に立地するのに対し、下寺尾廃寺は台地から一段下がった砂丘上に立地している。これに対し、弥生時代の環濠集落は下寺尾廃寺が位置する砂丘上には展開せず、遺物の散布がみられるにとどまる。

1-3 重なる史跡の意義と可能性

(1) 重なる史跡の意義

ア 2つの史跡への理解の深化

重なる史跡の存在を示すことで、同じ場所に2つの史跡があることへの理解が促される。また、史跡の重なりを通じて、各史跡の時代、種別、土地利用、空間構成の相違点や立地などの共通点を把握することができる。さらに、場所や地形、周辺の地理的環境を手掛かりに、「なぜこの場所が選ばれたのか」を考えることで、各史跡の成立背景への理解を深めることができる。これにより、史跡ごとの理解の偏りを抑えながら、2つの史跡を併せて理解することが可能となる。

イ 複合遺跡・遺跡群への理解の深化

2つの史跡への理解が深まることで、重なる史跡が同じ場所に異なる時代の歴史が重なっており、異なる性格をもつ遺跡が地域の中でまとまりをもって存在していることを理解することができる。これにより、遺跡を単独の時代ごとに捉えるのではなく、時代の重なりや変遷を示す「複合遺跡」としての側面、及び地域の中でのまとまりや関連性を示す「遺跡群」としての側面への理解が促され、他の時代を含めた下寺尾遺跡群全体への理解が深まる。

なお、「複合遺跡」及び「遺跡群」は、発掘調査や調査報告書等の専門的な文脈で示されることが多いが、史跡は公共性を有することから、それらの重要性を広く周知することができる。

ウ 地域史への理解の深化

重なる史跡及び複合遺跡・遺跡群への理解が深まることで、それらが存在する下寺尾遺跡群の歴史の変遷を知ることができる。こうした地域的な歴史の変遷は、国の歴史を具体的に示すものであるとともに、その土地に固有の履歴として地域史を形づくるものであり、地域資源として活用することができる。

なお、下寺尾には、七堂伽藍跡碑にみる文化財保護の取組や、県立茅ヶ崎北陵高校の旧校舎基礎にみる史跡指定の歩みと高校の記憶など、地域と史跡との関わりの蓄積もみられる。これらもまた、地域史を構成する重要な要素である。

エ 史跡の多様性を示す

重なる史跡であることは、遺跡の価値が単一の時代や種別のみによって評価されるのではなく、異なる時代や種別の遺跡が重なって存在すること自体にも価値が認められる可能性を示している。また、史跡が所在する土地の特徴や遺跡保護の歩みなど、多様な視点から遺跡の価値を捉え、その内容を活かしていくことは、地域にとっても文化財保護にとっても重要である。重なる史跡は、そのような史跡の多様性を示す1つのあり方である。

(2) 重なる史跡の可能性

ア 「見る」から「考える」史跡への展開

2つの史跡から重なる史跡、さらに下寺尾遺跡群へと理解を広げることは、史跡を単に「見る」対象にとどめず、「考える」対象として展開する可能性をもつ。これは、多くの人が多様な歴史像を描く契機となるとともに、個々の史跡研究、地域史の検討、立地や環境条件に関する考察、史跡活用の検討など、新たな調査・研究や取組につながるものである。

イ 地域の活性化

重なる史跡は、その希少性により全国に向けて発信することができる史跡である。また、「考える史跡」として、各史跡や地域史への理解を深めるとともに、地域における学習、交流、回遊の核として位置づけることができる。これにより、学校教育、市民活動、周辺地域における取組との連携が図られ、学習や来訪の機会の増加、回遊の促進を通じて、地域の活性化につながることを期待される。さらに、多様な価値を有する史跡として、その価値を活かした取組を進めることで、地域への愛着やアイデンティティの醸成にもつながる。

第2章 重なる史跡の現状と課題

2-1 2つの史跡の保存活用

史跡下寺尾官衙遺跡群においては、平成29(2017)年3月に『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』(以下「官衙遺跡群計画」という。)が策定されている。史跡下寺尾西方遺跡に

においては、令和7（2025）年7月に『史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告』（以下「西方計画検討報告」という。）がまとめられ、保存活用の指針が示されている。各史跡の保存活用に関する取組は、それぞれの指定後、順次進められており、その進捗を概観すると次のとおりである。

「保存・管理」では、地権者の理解を得ながら追加指定を進め、保存対象地の拡大を図っている。また、これと並行して、指定地の公有化についても継続的に進めている。

「調査・研究」では、指定後、継続的に発掘調査を実施しており、27地点における調査を通じて資料の蓄積を進めている。

「活用」では、遺跡調査発表展示会において定期的に成果を報告するとともに、現地見学会、講座、学習会等を開催し、学校教育との連携も図りながら、史跡への理解を深める取組を進めている。

「整備」では、現地において案内板や遺構表示等の仮整備を実施している。一方で、予定していた整備計画の策定には遅れが生じている。その要因としては、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、遺跡地内に所在する県立茅ヶ崎北陵高校の移転事業の影響などがある。

「運営・体制」では、茅ヶ崎市文化財保護審議会の指導・助言を得ながら保存活用の取組が進められている。併せて、地域や市民団体、有識者等で構成する下寺尾遺跡群保存・活用連絡会とも情報共有を図っている。

2-2 重なる史跡の課題

重なる史跡は、2つの史跡に関する取組が同じ場所で行われるため、保存活用が相互に影響し合う。このため、保存活用に関する判断を史跡ごとに個別に行うと、取扱いの整合性が損なわれ、一方の史跡への理解に偏りが生じたり、適切な保存に支障を来したりするおそれがある。

こうした課題に対応するためには、保存活用の項目ごとに方向性を整理し、史跡ごとの共通点と相違点を明らかにするとともに、実際の取組において2つの史跡が相互に及ぼす影響を具体的に確認する必要がある。そこで、ここでは、官衙遺跡群計画及び西方計画検討報告の内容を比較し、競合や混乱が生じやすい事項を整理することで、重なる史跡としての課題を明らかにする。

(1) 基本方針等

ア 方向性の比較

官衙遺跡群計画は、恒久的な保存、計画的な調査・研究、価値を活かした活用、多様な主体の関与を柱とし、保存・調査・研究・整備・活用を段階的に連動させながら推進する方向を示している。これに対し、西方計画検討報告は、恒久的な保存と確実な継承、計画的な調査・研究、価値理解の促進を基本に据え、活用においては地域への愛着の形成を位置づけている。

イ 整合性等の課題

両者は、共通の考え方を持っているが、対象とする史跡が異なることから、記述の力点や表現には差異がみられる。重なる史跡においては、各史跡への理解を確保しつつ、2つの史跡の関係性を誤解なく理解できるようにするとともに、重なる史跡であることを活かした考え方を新たに示す必要がある。

(2) 保存・管理

ア 方向性の比較

保存・管理の方向性については、表現には差異があるものの、いずれも史跡の保存と景観の保全を基本としている。なお、官衙遺跡群計画では、保存管理の基準の作成、追加指定、周辺の歴史遺産の保存、市民と連携した保存管理等について具体的に示している。西方計画検討報告においても、これらに通じる考え方が示されている。

保存の方法については、いずれも地区区分ごとの取扱いを示しており、基本的な考え方に大きな相違はない。追加指定・新指定については、官衙遺跡群計画では優先地区を示すとともに、弥生時代の遺跡の新指定を目標として掲げていた。また、両者とも、公有地化の推進を位置づけている。

イ 整合性等の課題

地区区分と取扱い

指定範囲及び今後保存を要する範囲は史跡ごとに異なるため、それぞれの範囲の把握が混乱しやすい状況にある。また、史跡ごとに異なる地区区分が設定されているため、同じ場所で異なる地区区分が重複する場合に、いずれの取扱いを基本とするかが明確ではない。

このため、重なる史跡であることにより、一方の史跡に係る手続や確認事項の失念、対応の遅れなどが生じるおそれがある。

保存活用への理解

重なる史跡としての重要性を適切に示していく必要がある一方で、追加指定や公有化を進め、保存用地として維持管理を図るだけでは、史跡の保存活用に対する地域の理解を十分に得にくい可能性がある。

日常管理の課題

2つの史跡が存在することにより、保存・管理の対象地の範囲は広がりつつある。対応する人員にも限りがあるため、草刈りや巡回等の日常管理が、計画的でなく個別対応になりやすい。

(3) 調査・研究

ア 方向性の比較

調査・研究の方向性としては、双方とも計画的で適切な調査の推進を目標としているが、官衙遺跡群計画では官衙遺跡研究を目的に掲げている。一方、西方計画検討報告では、史跡の価値を高める調査研究として環濠集落の調査研究の推進を掲げている。なお、

双方とも重なる史跡に対する調査方法に関する具体的な言及はみられない。

イ 整合性等の課題

発掘調査の難しさ

重なる史跡では、遺跡の詳細を確認していく発掘調査等において、下層にある古い時代の遺跡を調べる場合、上層の新しい時代の遺跡を掘り下げることになり、上層の遺構を破壊してしまう。一方、上層を保護した場合は下層の遺跡内容を確認することが困難になってしまい、成果を活かした活用や整備に偏りが生じる。遺跡密度や複合的な遺跡のあり方により、不十分な面での遺構確認になることもある。重なる史跡の発掘調査は、非常に難しく、保存対象の把握や理解を見誤る可能性がある。

多岐にわたる研究分野

同じ場所に異なる史跡が存在することは、保存活用の軸となる史跡の調査・研究の対象が複数あるということである。また、重なる史跡としての特徴を踏まえて、遺跡を理解する必要があり、研究分野が多岐にわたる。

(4) 活用

ア 方向性の比較

活用の方向性は、双方とも表現はやや異なるが同様な方針を示している。官衙遺跡群計画は、学校教育・社会教育、広域連携等を含む活用の方向を示し、整備の進捗に応じて段階的に展開する構えである。西方計画検討報告は、理解促進を軸に、情報提供手段を具体的に位置づけている。

活用の方向性に相反するものはないが、2つの史跡や重なる史跡の活用に言及したものはない。

イ 整合性等の課題

各史跡の理解の差

2つの史跡はいずれも国史跡として重要な意義を有するが、現状の情報提供や学習機会には史跡間で差異がある。史跡下寺尾官衙遺跡群は、七堂伽藍跡として地域で名称が知られてきた経緯もあり、発見から指定に至る経過を含めて認知されやすい。一方、史跡下寺尾西方遺跡は、史跡下寺尾官衙遺跡群より指定年度が遅いことから活用の機会が相対的に少ない。また、史跡下寺尾官衙遺跡群と遺跡の重なりがあることから、発掘調査で得られる情報に差があり、結果的に提供できる情報が限られている。説明が一方の史跡に偏ると理解の差が出てしまうと、重なる史跡への理解にも影響を及ぼす。

重なる史跡の理解の難しさ

重なる史跡は、希少な事例でもあり一般にはその重要性が理解しにくい。現状の活用は各史跡の説明に偏りやすく、重なる史跡の見どころや、同じ場所が時代を超えて選ばれてきた背景が示されにくい。結果として、2つの史跡を重ねて捉える見方が広がりなく、独自性が理解につながりにくい。

加えて、説明事項が2つの史跡と重なる史跡、その他の時代の内容など多岐に及ぶため、これまでの活用の時間や機会だけでは十分な説明を行うことが難しい。理解にも一定の時間を要することが予想される。

(5) 整備

ア 方向性の比較

双方とも史跡の保存と地域に親しまれる整備を目指しており、官衙遺跡群計画では、現在及び将来を見据えた段階的な整備を、西方計画検討報告ではまちづくりの拠点を目標とすることが示されている。整備のイメージ図が掲載されているが、整備に関する具体的な方法については示されていない。また、短期・中期・長期の実施項目は示されているが、西方計画検討報告では、実施年度が示されていない。今への対応としての暫定整備は双方で位置づけている。

整備の方向性としては、双方の史跡で概ね共通しているが、対象としている史跡が異なるとともに、重なる史跡としての整備についての記載はない。

イ 整合性等の課題

現地整備の競合

重なる史跡の整備においては、一方の史跡の表現が強くなると、他方の理解が弱まりやすい。逆に、両者を同時に示そうとすると、空間構成や解説が複雑になる一方、時代ごとの単純な区分だけでは伝わりにくい場合がある。過度な復元や演出は避ける必要がある一方、抽象的な表示に偏ると性質が伝わりにくい。

現地整備のイメージが伝わりにくい

単一の史跡の整備の場合、特定の時代を表現した整備想定図となり、遺跡の復元図等と併せて現地整備のイメージが付きやすい。一方、2つの史跡を対象とした整備では、2つの史跡を活かす整備の方向性を示しても、どのような現地整備になるかがイメージしにくい。

現況の土地利用

史跡指定地及びその周辺には、学校施設をはじめとする現況の土地利用が存在する。とりわけ、県立茅ヶ崎北陵高校のグラウンドや旧校舎地は、重なる史跡の中核地点であり、高校建て替えに伴う発掘調査により最も広範囲で調査成果が蓄積されている。一方で、高校移転の見通しが示されておらず、整備の時期や範囲の計画が定まりにくい。

(6) 運営・体制

ア 方向性の比較

方向性では地域との協働について双方とも示されているが、内容や表現がやや異なる。方法では職員体制をはじめ専門家、関連市町村、地域・市民などとの連携した運営・体制を目指している。やや異なることもあるが、その内容が、双方の運営を妨げることにはならず、むしろ補う項目となると思われる。

運営・体制についても、個別の史跡に対して言及したものであり、重なる史跡におけ

る保存活用の場合は、同じ場所の土地の歴史であるという観点から2つの史跡を一体のものとして、運営すべきものである。

イ 整合性等の課題

運営・体制においては、2つの史跡を重なる史跡として一体的に取り扱っていくことを関係者に改めて示す必要がある。市の関係部局に対しては、重なる史跡の重要な特徴や保存活用の方向性が十分に共有できておらず、連携・協力で課題がある。また、重なる史跡の運営・体制では、有識者及び市民委員の専門的見地から、史跡の保存活用に関する事項全般を審議する茅ヶ崎市文化財保護審議会と、史跡に関わる取組の情報共有・連携を図る下寺尾遺跡群保存・活用連絡会があるが、十分な開催状況とは言えない。継続して双方の史跡を活かす運営を行う必要がある。

(7) 施策の実施期間

ア 方向性の比較

実施期間については、官衙遺跡群計画のみ提示されている。具体的には官衙遺跡群計画では短期計画平成29(2017)～令和2(2020)年、中期計画令和3(2021)～令和8(2026)年、長期計画令和9(2027)～令和18(2036)年である。一方、西方計画検討報告では示されておらず、整備のみ短期・中期・長期の手順等を示している。

イ 整合性等の課題

施策の実施期間については、各史跡で設定すると史跡ごとに施策が偏ったり、連携が十分に図ることが難しくなる。そのため、2つの史跡を一体として考え、事業を推進する必要がある。

(8) 比較・課題整理の検証

2つの史跡の保存活用の比較では、保存活用の方向性は概ね共通しており、重なる史跡においても、各史跡の保存活用を展開することに大きな課題はないと判断される。一方、対象とする史跡や計画等の作成年度が異なることから、書きぶりの違いや補完される内容があり、具体的な取組についても場所や時間を共有することで競合する場合があることを確認した。

したがって、重なる史跡の保存活用においては、具体的な取組の部分で2つの史跡の整合性を図り、重なる史跡への考え方を示すことで、2つの史跡の一体的な保存活用を進める必要がある。

第3章 重なる史跡の保存活用

3-1 重なる史跡の保存活用に係る基本的な考え方

史跡は、我が国の歴史の正しい理解に資するうえで欠かせない、学術上重要な文化財であるということを踏まえ、重なる史跡に対してはどちらかに優劣をつけることは避けなければならない。その上で、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという事実を認識し、それ

それぞれが有する特質を尊重しながら史跡全体の調和のとれた保存活用を進めていく必要がある。また、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという特徴を活かし、複合遺跡への理解を深めるとともに、重なる史跡の希少性及び史跡の多様性を周知し、土地の歴史という地域資源として後世に継承し、住民の誇りを醸成していくことを目指すことも必要である。さらに、2つの史跡を中心に広がる下寺尾遺跡群については、重なる史跡の特徴と共に一帯の地形が織りなす景観や歴史の重層性等を有することから、今後多様な価値を生み出すものとして積極的に保全し、保存活用に組み込んで、史跡の理解を深めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方について次のようにまとめる。

(1) 2つの史跡に対する優劣はつけない

古代（飛鳥時代～平安時代）の史跡下寺尾官衙遺跡群及び弥生時代の史跡下寺尾西方遺跡それぞれが、我が国の歴史を語る上で欠くことのできず、学術的に高い価値をもつ史跡であることから、保存活用に際して、史跡の価値に優劣をつけて判断することは不可能であり、そうした検討は行わない。

(2) 2つの史跡の歴史的価値を守り高める

2つの史跡の本質的価値が適切に保存され継承されることを前提として、双方の歴史的価値が高まるよう保存活用を行う。重なる史跡の保存活用は、異なる史跡が同じ場所に重なっていることを理解し、各史跡の理解を図ることを基本とする。そのうえで、2つの史跡の共通点や相違点、関係が読み取れるよう、保存活用を組み立てる。

(3) 重なる史跡の理解促進

重なる史跡は二重指定を受けた数少ない遺跡であることから、その特徴を活かして重なる史跡の意義が理解されるような保存活用を進める。また、全国に発信するとともに地域の宝としての誇りを持ってもらえるような保存活用を目指す。

(4) 複合遺跡・遺跡群を意識した保存活用

各史跡や重なる史跡の理解が深まるよう、「複合遺跡」「遺跡群」を意識した保存活用を行う。また、様々な時代・種別の複合遺跡、地域的な遺跡のまとまりである下寺尾遺跡群の理解を踏まえ、未指定部分を含めた異なる時代を構成する遺構・遺物の内容を把握し、遺跡群が所在する土地の変遷が理解できるような保存活用を意識する。

(5) 地域史に展開する保存活用

史跡・遺跡だけでなく地域への理解を深めるため、地域史に展開する保存活用を行う。重なる史跡を中心として展開する下寺尾遺跡群をはじめ、七堂伽藍跡碑にみる文化財保護の取組や、県立茅ヶ崎北陵高校の旧校舍基礎にみる史跡指定の歩みと高校の記憶などは、地域史を形づくるものであり、地域の重要な地域資源である。

3-2 保存・管理

(1) 方向性

重なる史跡では、各史跡が、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない史跡であることから、双方の史跡を守り伝えることとする。また、異なる時代や種別の遺跡、地形や景観、土層の重なりなど、重なる史跡の理解において必要な要素の保存を適切に行う。さらに、各々の史跡の価値を継承しつつ重層性を活かした保存活用を行うため、一体的な維持管理を行う。加えて、安全に公開できる条件を整え、地域の理解につながる管理を進める。

(2) 方法

ア 地区区分

各史跡では、取扱いの考え方と手順を整理するための地区区分（A/B/C区）を設定している。各史跡の取扱いは、原則史跡ごとの地区区分によるが、厳密には各史跡で異なる範囲の地区区分を示していることから、同じ場所であっても異なる地区区分が存在することになる。その場合は重なる史跡であることを踏まえて基本的に、取扱いが厳しい史跡の区分（A>B>C区）に従うこととし、それを反映させた重なる史跡の地区区分（KA/KB/KC区）を示すこととする。重なる史跡の地区区分を参照して重なる史跡と各史跡の範囲を把握しておき、各史跡の地区区分に基づき法令の手続きを滞りなく行う。

KA区（重なる史跡の保存地区）

両方あるいはどちらか一方の史跡がA区に設定されている範囲である。A区は、史跡の中核をなす史跡指定地が対象であり、地下遺構の現状保存を基本とする地区である。2つの史跡がA区となっている場所は、重なる史跡の中心範囲である。現在のところ、史跡下寺尾西方遺跡のA区は、史跡下寺尾官衙遺跡群のA区に包含されており、史跡下寺尾西方遺跡の範囲が重なる史跡の中心範囲となっている。したがって、重なる史跡のA区には史跡下寺尾官衙遺跡群単独の範囲が存在する。

KB区（重なる史跡の保存を目指す地区）

両方あるいはどちらか一方の史跡がB区に設定されている範囲である。史跡指定地に隣接し、これまでの調査成果等から各史跡の保存上重要な区域が及ぶ可能性が高い地区である。また、重なる史跡を理解する上で重要な地形や土層の重なりがみられる可能性が高い地域である。

KC区（重なる史跡において必要に応じて確認調査を行う地区）

両方あるいはどちらか一方の史跡がC区となっている範囲である。C区は、埋蔵文化財包蔵地のうちA区・B区以外の地区であり、開発等の計画に際して事前の確認調査等により遺跡の存否及び影響の程度を把握したうえで対応する地区である。重なる史跡においては、重なる史跡を理解する上で重要な地形や土層の重なりがみられる可能性がある範囲である。

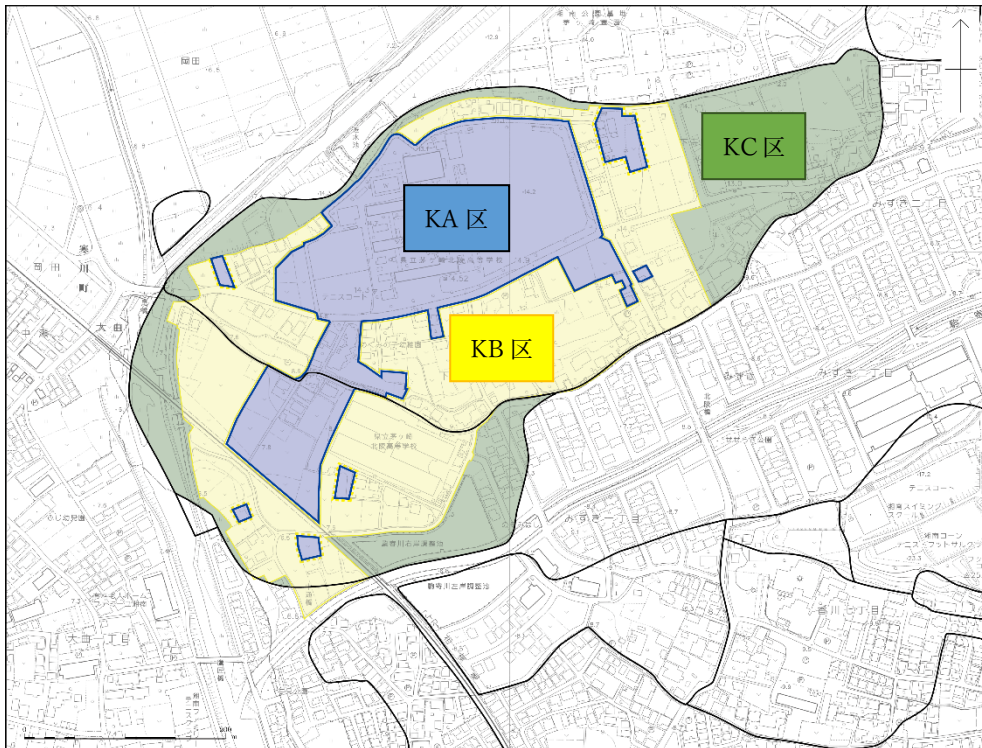


図1 重なる史跡の保存地区

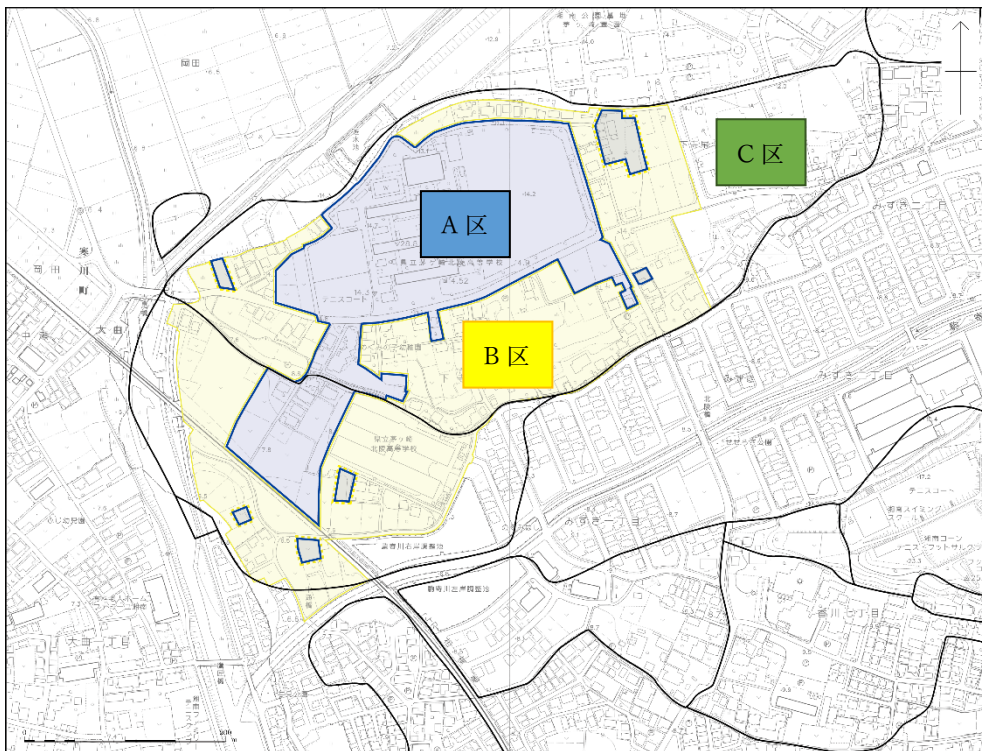


図2 史跡下寺尾官衛遺跡群の保存地区

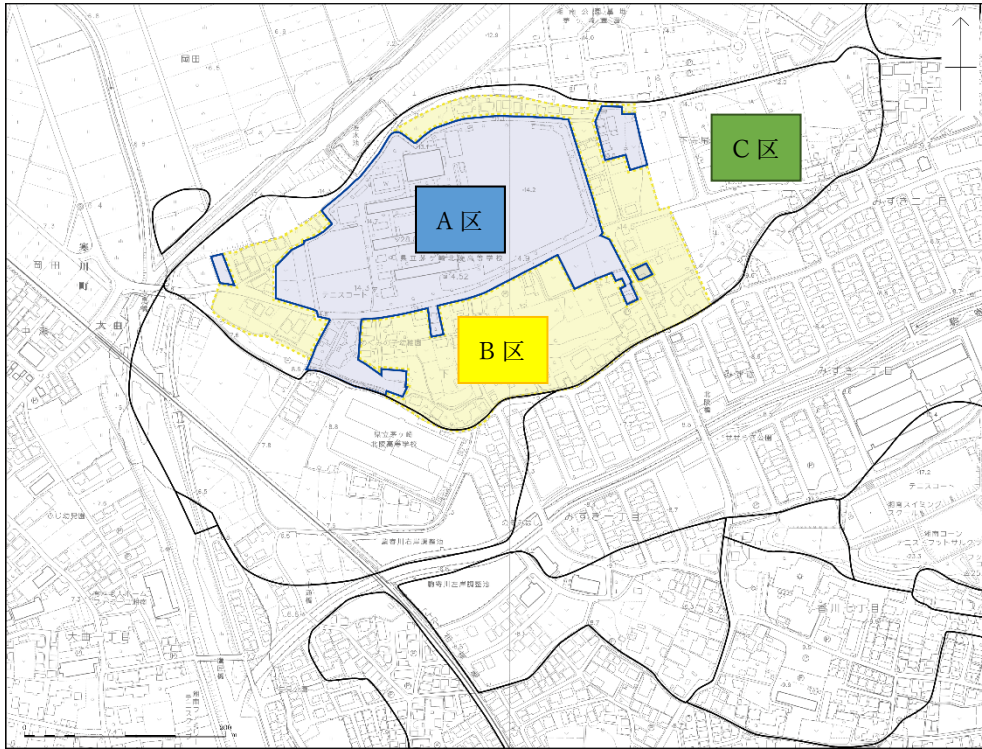


図3 史跡下寺尾西方遺跡の保存地区

イ 追加指定

2つの史跡の調査研究を進め、各史跡の追加指定を進める。その際は、重なる史跡としての特徴に留意し、その保存を検討する。土地所有者や関係者等に対しては、史跡の価値や重なる史跡についてわかりやすく説明するとともに、遺跡の保存と史跡整備、現状変更などの理解を得て、適切に手続きを行う。

なお、重なる史跡の理解において重要な縄文時代貝塚については、新たに「西方貝塚」として文化財指定を目指す。

ウ 公有地化

指定後においては史跡の保存のため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化（買取り・寄附等）を推進する。公有地化については、各史跡の保存上の重要度と重なる史跡としての特徴を有する土地を最も優先しつつ、将来的な公開利用の見通し、管理の必要性、現況の土地利用を勘案して計画的に進める。

エ 維持管理

維持管理は、2つの史跡の存在が現地で把握できるよう適切に行う。草刈り等の日常管理は、地下遺構への影響に留意し、作業方法、機械の使用、作業時期等について必要な配慮を行う。下寺尾廃寺等の暫定整備により立入りが可能な範囲については、地域と協力しながら見学利用の安全性を確保する。

公有地化が進展する区域では、保存用地としての維持管理にとどめず、地域の理解や

史跡の周知につながるよう公開可能地を選定し、本格整備又は暫定整備により安全に公開・管理することを検討する。

オ 出土品管理

2つの史跡に関わる出土品は、調査ごとの整理を基本とし、資料の所在管理、目録化、保存処置の必要性の把握を行い、研究・展示・普及に活用できる状態を維持する。重なる史跡に関わる出土品については、発掘調査報告書等で層位関係と出土状況が参照できる形で整理する。

3-3 調査・研究

(1) 方向性

調査・研究においては、2つの史跡を対象とし、片方の史跡に偏ることなく保存・管理の判断及び活用、整備の基礎となる遺跡の情報を蓄積する。

重なる史跡の調査では、史跡や他の時代が重なって存在することを念頭に行い、遺跡の重なり把握に努める。史跡は、現状保存を原則とし、重なる史跡の調査の難しさを認識したうえで慎重な対応を心掛ける。

2つの史跡で得られた成果は、最新の学術的な見地に基づき、複合遺跡・遺跡群や立地、地域史等の研究につなげる。

(2) 方法

ア 発掘調査の進め方

発掘調査は、史跡の歴史的評価の判断に必要なとされる資料、及び保存活用に関わる資料を得ることを目的とするものに限って、計画的に実施する。また、調査区の範囲、掘削深度、記録の精度、保護の判断、調査後の復旧、指導助言体制などの調査計画を立て、重なる史跡を念頭に置いた調査を実施する。重なる史跡の発掘調査は非常に難しいため、遺構確認や遺構掘削、面的な掘り下げにおいては発掘担当者や有識者など複数の目で検討し、保存への影響を踏まえて慎重に行う。

なお、遺構の検出状況等は、フォトグラメトリ等で三次元データを取得することを検討し、検証性の確保と将来の整備・活用に資する基本資料の蓄積を図る。

イ 研究の進め方

研究は、各史跡の解明を基礎としつつ、重なる史跡における遺跡の重なりや立地・環境条件などから、史跡の成立背景や立地研究等の研究を進める。史跡指定の対象となっていない時代の遺構・遺物についても、土地の変遷を理解するうえで重要な要素として扱い、地域史の解明につなげる。

また、文献史学、地理学、自然科学、景観史等の他分野の知見を取り入れ、他地域事例との比較を通じて2つの史跡の位置づけや性質を明らかにする。

ウ 研究ネットワークの活用

重なる史跡においては、大学・博物館・研究機関等との協力に加え、官衙遺跡及び環濠集落等を有する市町村等との交流を通じて、様々な情報を得る。併せて、ネットワー

クを活用しながら、史跡及び重なる史跡に関わる関係者のネットワークを継続し、拡大する。

エ 調査成果の公開

重なる史跡の調査成果の公開については、史跡理解の偏りや事実誤認が生じないよう留意し、発掘調査の現地公開といった史跡の重なりが実際にみられる機会を活かして理解を深める。また、調査後には速やかに発掘調査報告書等を作成するとともに、平易な普及版を作成し広く公開普及に努める。

3-4 活用

(1) 方向性

活用では、重なる史跡であることをわかりやすく伝え、来訪者が各史跡の価値を誤解なく理解できるよう工夫する。また、各史跡の理解を確保したうえで、重なる史跡をきっかけに複合遺跡、遺跡群の理解を広げ、下寺尾遺跡群としての地域史の理解につなげる。

活用にあたっては、重なる史跡を学習資源として、学校教育・社会教育などの生涯学習と連携した活用を行い、継続的に学べる環境を整えるとともに、地域住民、市民団体、学校、研究者等の参画を得て活用を進める。なお、重なる史跡の活用は、史跡の保存を最優先とし、利用内容、方法及び範囲を検討する。

(2) 方法

ア 情報発信

情報発信は、重なる史跡の存在を知らせ、各史跡の理解を深めるため、2つの史跡の基本情報や関連する企画等について行う。また、「考える」史跡として、多くの人が多様な歴史像を描くことができるよう、公開情報を整える。情報発信については、リーフレット、周遊マップ、解説パネル、動画、AR・VR等のデジタルコンテンツ等を組み合わせ、重なる史跡を視覚的にわかりやすく伝わるよう工夫する。内容については、調査・研究の進展や整備の進捗に応じて更新する。

イ 企画の実施

シンポジウム、講演会、学習会等の企画は、2つの史跡を中心に行い、重なる史跡であることや地域史の視点を含める。また、大学・博物館等との連携、官衙遺跡または環濠集落を有する自治体等との交流により各史跡の広域的な理解を促し、活用の質を高める。重なる史跡の内容は多岐にわたるため、企画はテーマの異なる機会を複数用意したり、初学者にも届く構成を取り入れることで、重なる史跡の存在と各史跡の理解を両立させる。

ウ 現地を活かした見学・周遊

現地見学や周遊は、史跡が立地する地形や空間を体感しやすく、重なる史跡を理解するうえで重要である。遺跡巡り等のまち歩きでは、遺構表示や説明板等を活用し、整備状況に応じて視点場や周遊コースを設定する。発掘調査を実施する場合は、史跡の保護に留意しつつ現地説明会等を行い、各史跡の説明に加え、可能な範囲で2つの史跡の重

なりが分かる説明を行う。

エ 学校教育との連携

重なる史跡は、弥生時代と飛鳥～平安時代に相当し、我が国の歴史を示すとともに地域の歴史でもある。そのため、学校教育においては必ず学ぶ授業の内容であり、歴史の授業や授業の一環として行われる探求的な学習、地域学習等とも連携を行う。また、副読本や教科書・資料集への掲載や平易に作成した史跡の紹介動画を提供する等、価値を広く共有できる方法を検討する。

オ 多様な市民の関わり

重なる史跡の活用では、地域住民、市民団体、学校、研究者等の参画を得て活用を進めることとし、役割分担をしながら連携を図る。また、参画する市民には、ガイド研修などを通して、重なる史跡の正しい理解を促す。さらに、研究ネットワークを活用しながら、活用のネットワークも広げ、重なる史跡に多くの人に関わることを目指す。

カ 地域活動の促進

地域が史跡内で行う市民の交流や地域の魅力発信のためのユニークベニュー的な活用を促進する。ユニークベニュー的な活用は、史跡の保存を最優先とし、安全への配慮と原状復旧方法を確認したうえで、史跡に関連付けられた内容とする。地域活動により現状変更等の手続が生じる場合は、市教育委員会と事前に協議し、終了後は速やかに原状に復する。

3-5 整備

(1) 方向性

重なる史跡における整備は、2つの史跡の保存を前提とし、各史跡の理解を深めることが基本である。そのうえで、重なる史跡として整備する場合は、その特徴を踏まえ、各史跡の理解を損なわず、誤解を生じさせないことが重要である。さらに、史跡相互の比較や重なる史跡の体感、立地・環境条件の読み取り、複合遺跡・遺跡群などの理解を繰り返すことで、「見る史跡」から「考える史跡」へ展開できる整備を目指す。

なお、本項目は保存活用計画として重なる史跡の整備に関する基本的事項を示すものであり、詳細は第IV部「重なる史跡の整備構想」で記す。

(2) 方法

ア 整備の対象

整備の対象は、各史跡の構成要素を中心として、重なる史跡の特徴、重なる史跡を理解するために必要な関連要素とする。

イ 地区区分

整備においては、重なる史跡の存在を示し、2つの史跡の理解を深めるため、整備地区を設定する。整備地区は、史跡の価値理解に直結する中核部、記録保存された関連地点、来訪の入口や学習・回遊を支える機能など、整備の内容が異なる対象を整理したものである。

郡衙・環濠集落地区

2つの史跡の中心的要素が近接・重複し、各史跡の理解と遺跡の重なりを理解を同時に成立させる地区である。高座郡家の中枢要素と環濠集落の主要要素が重なることで、比較・関係・重なりを現地で具体的に扱える。重なる史跡の理解を導く中核地区として位置づけ、遺構表現と空間構成の工夫により、誤解なく理解できる整備を行う。

下寺尾廃寺地区

現段階では史跡下寺尾官衙遺跡群の要素が中心であり、寺院伽藍の構成・規格性・秩序性を明快に示すことが、遺跡理解の要点となる地区である。重なる史跡の理解の入口となる郡家・環濠集落地区とは役割を分け、まずは寺院（下寺尾廃寺）としての骨格を確実に提示する観点から、単一の史跡としての整備を検討する。

川津・祭祀場地区

記録保存された地区だが、史跡下寺尾官衙遺跡群に関連する本質的価値の構成要素として位置づけられる地区である。現地整備は現況に即して慎重に設定し、主に看板等による解説を行う。内容は、現小出川と旧流路と川津の位置を明確に示す内容とし、遺跡群の観点から史跡下寺尾官衙遺跡群の空間理解や変遷を補強する点に置く。

祭祀場地区

川津地区と同様に、記録保存された地区だが、史跡下寺尾官衙遺跡群に関連する本質的価値の構成要素として整理される地区である。整備は、看板等による解説を基本とし、旧地形や祭祀場の位置等を明確に示す内容を基本とする。遺跡群の観点から史跡下寺尾官衙遺跡群の空間理解や変遷を補強する点に置く。

ガイダンス・便益施設地区

重なる史跡では、2つの史跡が同じ場所に存在することや遺跡の重なりなどをどのように読み取るかを、現地見学に先立ち整理して提示する必要がある。このため、ガイダンス機能及び便益機能は、理解と周遊の起点として不可欠である。ただし、史跡の保存を最優先とする観点から、施設は指定地外を基本とする。

便益施設は、広大な史跡を巡るためのトイレ、休憩場所、駐車場などである。駐車場においては、交通の便が限られる下寺尾において、茅ヶ崎市博物館等の関連施設、史跡・天然記念物旧相模川橋脚、登録有形文化財藤間家住宅・市史跡藤間家屋敷跡等の文化財を周遊する起点となる。

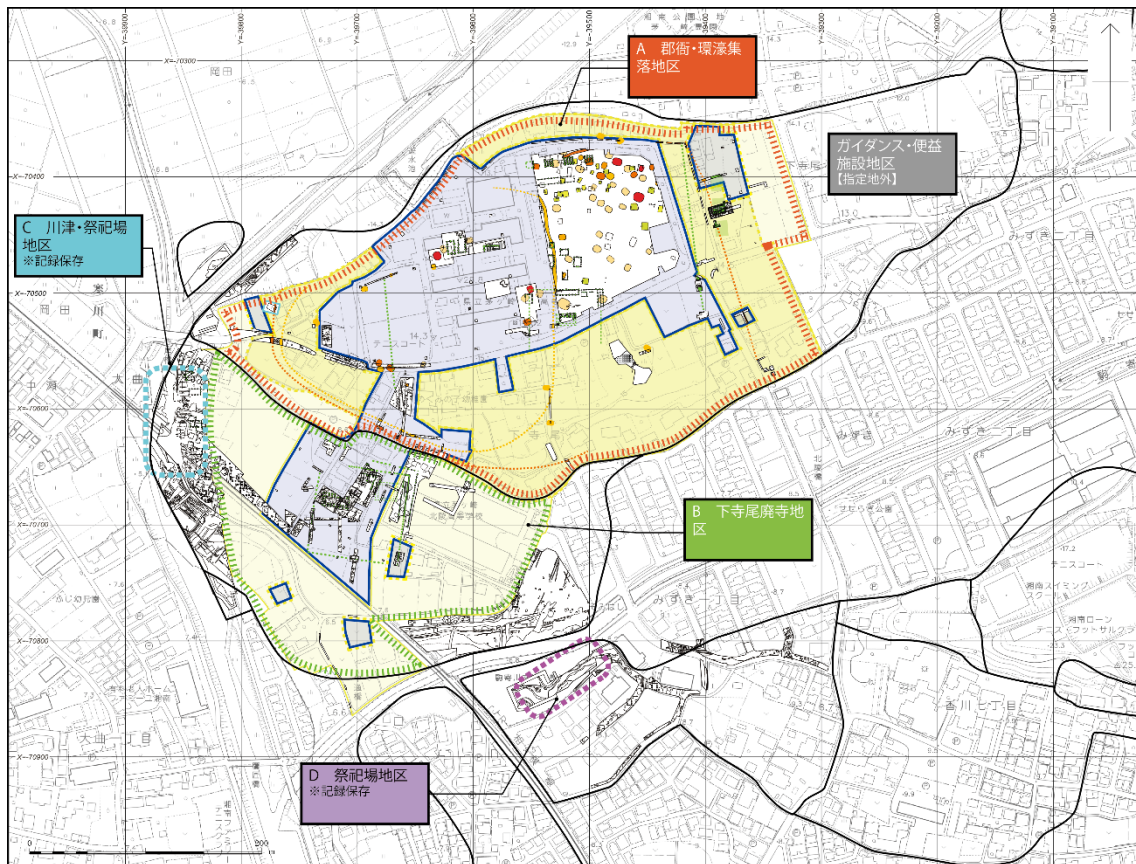


図4 重なる史跡の整備地区区分

ウ 重なる史跡の空間構成と表現手法

重なる史跡においては、史跡ごとのゾーニングに依存せず、遺構表示の方法、高低差の違い、視線の抜け、解説媒体の配置等を組み合わせなど、遺跡の重なりが誤解なく把握できる表現を採用する。また、遺構どうしの重なり、遺構と土層の関係、地形・景観との関係が、移動と観察を通じて読み取れる構成とする。

なお、各史跡の空間構成を単独で把握している範囲では、主要な遺構・空間のまとまりが読み取れることを優先し、一方の史跡の内容で整備を行う。そのうえで、重なる史跡の範囲や地形・景観へ無理なくつながるよう、視線の誘導と解説の順序を整える。

エ 視点場の設定

重なる史跡の整備においては、史跡を見る地点や説明の順番によって、史跡の理解に差が出る可能性がある。また、史跡を体感するにあたり2つの史跡が存在することを念頭に、混乱や誤解を招かないよう留意する必要がある。そのため、史跡を見る地点を示す視点場の考え方を示し、史跡の空間構成や具体的な説明板の設置位置を検討する。

史跡を見る視点場

史跡ごとの主要な遺構表示がみえ、遺構の規模・構成・性格、配置の意味や空間の秩序が読み取れることができる視点場である。各史跡の本質的価値へ直接つながること

ができる視点場である。

遺跡の重なりを見る視点場

同じ場所に2つの史跡が重なって存在することや土地に積み重なった歴史を理解できる視点場である。重なる史跡を考えることができる視点場である。

史跡から周囲を見る視点場

周辺地形・水系・景観へ視線が開かれ、立地・環境条件を実感できる視点場である。史跡の成立背景や遺跡の立地を体感ができる視点場である。

周囲から史跡を見る視点

外縁部や高低差等を生かし、史跡の位置づけを俯瞰できる視点場である。史跡の広がりや主要な構成が見渡せ、2つの史跡と周辺遺跡・関連要素との関係が読み取れる視点場である。

オ 動線

動線は、エの視点場と連動させ、史跡内部を巡る動線と周辺環境へ接続する動線を組み合わせて構成する。動線の計画では、現地の安全性と現代の土地利用との調和を前提とし、将来の整備に向けて段階的に見直す。整備の進捗に応じて視点場と動線を更新し、各史跡の理解から、重なる理解、立地・環境条件の読み取りへと理解が深まる体験を維持する。

カ 調査・研究成果の反映と更新

整備は完成形を目標とせず、調査・研究成果の蓄積を、遺構表示、解説、学習資源等に段階的に反映し、状況に応じて更新する。保存・管理、活用、運営・体制と連動し、整備の内容を更新していく。

3-6 運営・体制

(1) 方向性

重なる史跡の運営・体制は、2つの史跡を個別に尊重しつつ、同じ場所に重なって存在することを踏まえて一体的に進めることを基本とする。計画の推進体制は茅ヶ崎市を主体とし、有識者や市民、関係機関と連携して取組を進める。また、項目ごとの取組が同じ考え方で進むよう、茅ヶ崎市文化財保護審議会の助言を踏まえ、関係部局の協力のもとで運営する。

(2) 方法

ア 茅ヶ崎市文化財保護審議会の運営

茅ヶ崎市文化財保護審議会では、市の諮問機関として2つの史跡の保存活用について専門的審議を行う。審議にあたっては、史跡の本質的価値、重なる史跡の特徴、立地・環境条件等を踏まえ、2つの史跡を一体として扱うこととし、取組の妥当性、学術性及び一貫性を確保する。

イ 下寺尾遺跡群等保存・活用連絡会の運営

2つの史跡は同じ場所に存在することから、史跡に関わる取組の情報共有などは、一

体的に行い、下寺尾遺跡群等保存・活用連絡会の構成員及び関係団体との連携を図る。下寺尾遺跡群等保存・活用連絡会では、重なる史跡の理解促進、保存活用の取組状況、現地の状況、地域との協働に関する事項等を共有し、相互理解を深める。

ウ 地域との協働による日常の取組

重なる史跡は、理解が難しく、範囲が広大であるため、学習機会や日常管理にあたっては、行政の役割を明確にしたうえで、地域との協働を進める。現在行っている地域と連携した草刈り等の取組は、史跡を支える活動と位置付けられることから、役割分担、実施手順、安全管理等を明確にして継続できる形とする。

協働の取組は、現地の状況や参加者の安全に配慮しながら進め、必要に応じて改善する。

エ 国・県との協力と庁内連携

重なる史跡は、2つの史跡とともに重なる史跡の理解を深めるために必要な要素を対象に保存活用を行うことから、国・県との協力のもとで保存・整備の考え方や手続を共有する。また、重なる史跡という希少な事例を活かし、2つの史跡の理解を深めていくため、庁内関係部署間で連携を図り、保存活用を推進する。

3-7 施策の実施期間

(1) 時期区分

ア 短期（計画策定後概ね5年以内）

短期は、本保存活用計画に基づき、既存の保存・管理を安定的に継続しつつ、中期以降の整備・公開に向けた条件を整える期間である。日常の維持管理を着実にを行い、未調査又は部分的な確認にとどまる地点を含めて、保存・整備に必要な遺跡の情報を蓄積する。

調査成果に応じて、重要な遺構・空間が確認された区域を中心に、追加指定及び公有地化を段階的に検討・推進する。

活用は、保存に配慮した範囲で情報提供と学習機会を充実させる。整備については、史跡への影響を抑えた暫定整備や本格的な整備が可能な区域では段階的に着手し、整備成果を現地の説明や活用へつなげる。

また、中期以降の本格的整備に備え、必要となる調査・研究、設計等の準備を進める。

イ 中期（概ね5～10年）

中期は、短期に蓄積した調査成果と、整備・公開に必要な条件を踏まえ、2つの史跡の本質的価値と、重なる史跡が現地で理解できる活用・整備を本格化させる段階である。保存・管理を継続しつつ、調査成果に応じて追加指定及び公有地化を段階的に進め、整備・公開の範囲と内容を着実に拡充する。

整備の進展に伴い、現地提示・解説、学習機会、運営のあり方が変化することから、調査・研究、保存・管理、整備、活用を相互に結び付け、調査成果を空間表現や解説の更新へ反映する進め方を定着させる。

併せて、整備後の管理・活用を見据え、関係者間の協議と役割分担を明確にし、体制を整えていく。

ウ 長期（10年以降）

長期は、段階的に進めてきた保存・管理、調査・研究、活用、整備の成果を踏まえ、史跡を安定的に維持し、世代を超えて継承していく段階である。整備が整った区域を中心に、管理・活用・運営を一体として継続し、2つの史跡の本質的価値及び重なる史跡が将来にわたり適切に理解・共有される状態を維持する。

また、社会状況や地域環境の変化、新たな調査成果を踏まえ、解説や活用の内容、管理の方法等を固定化せず、必要に応じて点検・見直しを行う。行政、専門家、地域住民、関係団体等が役割を担い、協力関係を安定させながら、史跡を守り、伝え、活かし続ける仕組みを定着させる。

(2) 施策

施策は、本計画で示した保存・管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の各項目について、短期・中期・長期の時期区分に沿って、主な実施事項と着手の目安を整理する。

実施事項の内容及び順序は、調査・研究成果、追加指定・公有地化の進捗、維持管理条件等を踏まえ、必要に応じて見直す。

表1 重なる史跡の施策一覧

項目	施策		短期 (R9-R13)					中期 (R14-R18)					長期 (R19以降)					
保存・管理	現状変更の 手続き	継続	—————															
	追加指定の 検討	継続	—————															
	公有地化	継続	—————															
	維持管理	継続	—————															
調査・研究	発掘調査	継続	—————															
	既往成果の 整理	適宜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	成果の整理・ 共有	継続	—————															
活用	活用事業の 実施	継続	—————															
	学校との 連携	継続	—————															
	地域との 連携	継続	—————															
整備	暫定整備	段階的	—————					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	整備計画・ 設計	短期	—————											—	—	—	—	—
	整備工事	中期						—	—	—	—	—						
	表示・解説の 更新	適宜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3-8 事業の報告・検証

(1) 報告・検証の内容

報告・検証する内容は、各施策の実施状況、実施の成果、課題、翌年度以降の対応などである。詳細は表2チェックリストとおりである。

表2 チェックリスト

項目	施策	実施状況	確認内容
保存・管理	現状変更の手続き	<input type="checkbox"/>	適切に事務処理を進めたか／許可後の着手となっているか
	追加指定の検討	<input type="checkbox"/>	必要部分の追加指定を行ったか
	公有地化	<input type="checkbox"/>	協議の有無と進捗／取得等の実績／次年度の見通しが立っているか
	維持管理	<input type="checkbox"/>	草刈り等の日常管理の実施回数・範囲に不足がないか／作業による損傷・事故がないか
調査・研究	発掘調査	<input type="checkbox"/>	調査の目的・範囲が明確か／記録が適切にとられたか／保存・管理や整備判断に使える情報が増えたか／重なる史跡を踏まえた掘削手順・保護・復旧であったか
	既往成果の整理	<input type="checkbox"/>	既刊の報告書・過去の調査の図面・写真・出土資料の整理が進んだか／検索・参照が可能な状態か
	成果の整理・共有	<input type="checkbox"/>	発掘調査報告書が刊行されたか
活用	活用事業の実施	<input type="checkbox"/>	事業の回数・内容・参加状況／対象層の広がり
	学校との連携	<input type="checkbox"/>	授業・教材・現地学習の実施状況／連携校の拡大
	地域との連携	<input type="checkbox"/>	地域・市民の参画が継続しているか／史跡の保護、安全に配慮されているか
整備	暫定整備	<input type="checkbox"/>	最小限の安全確保／案内・表示の不足が放置されていないか／維持管理と整合しているか
	整備計画・設計	<input type="checkbox"/>	条件整理（用地・法令・管理）が進んだか／次段階の整備の骨格が描けているか
	整備工事	<input type="checkbox"/>	工程・内容が計画どおりか／保存配慮が守られているか
	表示・解説	<input type="checkbox"/>	表示・解説が更新されたか／誤認（偏り）が生じていないか／重なる史跡の特徴が伝わっているか
運営・体制	茅ヶ崎市文化財保護審議会の開催	<input type="checkbox"/>	必要な審議、経過報告ができていないか／助言が次年度対応に反映されているか
	連絡会の開催	<input type="checkbox"/>	情報共有ができたか／構成員・団体との連携が進んだか

(2) 実施頻度

経過観察は原則として年1回程度行う。整備事業や重要施策の節目、緊急の判断を要する事案が生じた場合は、必要に応じて随時実施し、茅ヶ崎市文化財保護審議会へ報告する。

(3) 施策の改善

茅ヶ崎市文化財保護審議会の助言を踏まえ、施策の進め方を改善する。必要に応じて、実施計画の着手時期、実施手順、優先順位を見直す。

第Ⅳ部 重なる史跡の整備構想

第1章 重なる史跡の整備

1-1 整備構想の位置づけ

第Ⅳ部は、Ⅲ部で整理した「重なる史跡」の考え方と保存・管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制に示した取組と整合させつつ、「整備」の詳細を示したものである。重なる史跡の整備は、第Ⅲ部の課題で整理したとおり、同じ場所に異なる史跡があることにより、史跡の表現や空間構成が競合し、来訪者の混乱と誤解を招く危険性がある。また、整備想定図が示しにくく、現地整備の青写真が見えないという課題がある。さらに、重なる史跡の中心に県立茅ヶ崎北陵高校のグラウンドや旧校舎が位置することも、整備の見通しが示しにくい要因となっている。

ここでは、そのような課題を踏まえて、整備の全体像、空間構成、段階的な整備の考え方、モデル整備案などを具体的に示し、今後の具体的な整備内容及び実施検討に向けた考え方を示す。

1-2 整備の考え方

(1) 整備地区ごとの整備内容

整備地区ごとの整備内容は、遺構の分布状況、遺跡の重なり状況、保存条件、利用条件によって、重なる史跡として2つの史跡を示すことが効果的である場合と、必ずしも2つの史跡を示すことが適さない場合がある。そのため、「重なる史跡として整備する範囲」と「単一の史跡として整備する範囲」を使い分け、整備の内容を検討することとする。

ア 重なる史跡として整備する範囲

重なる史跡として整備する範囲は、2つの史跡の遺構・空間が併存し、史跡の同列性を損なわない空間構成と表現を基本とする。整備では、遺構表現、空間構成、色や材質等により史跡の区別又は強弱を設け、史跡相互の関係と遺跡の重なりが誤解なく理解できるようにする。

一方で、遺構表示や空間を区別せずに併存させ、解説表示で区別を補う方法もある。いずれの場合も、単一の史跡の説明に収束させず、2つの史跡の理解が両立する提示とする。

イ 単一の史跡として整備する範囲

単一の史跡として整備する範囲は、どちらか一方の史跡の遺構・空間の理解を明確に成立させることを主軸とする。整備では、一方の史跡の遺構表現と空間構成を明確に示し、他方は表現を行わないか、又は解説板等により必要な範囲で補完する。

補完は、重なる史跡の性質の理解を過度に求めるものではなく、当該地点が史跡全体

の中でどのように位置づくかが分かる程度にとどめ、誤解を避ける。

(2) 史跡の状況による判断

史跡の状況は、整備内容の検討を行うための一要素である。示した史跡の状況は一部であり、これに収まらない多様な状況が存在するとともに、史跡の状況以外の判断で整備の方向性が決まることもある。

ここでは、想定できる史跡の状況を示し、整備内容の検討材料とする。

ア 各史跡の特徴を最も示す遺構・空間が重複する場合

主要な遺構や中核となる空間が重複する場合は、優劣をつけず、各史跡の遺構と空間、景観を共存させる。遺構表現や高低差等により遺跡の重なりを示し、重なる史跡としての性質が読み取れる整備とする。土地の一体感による空間体験を重視し、植栽等による安易な仕切りは避け、動線、視点場、解説の組合せにより理解を支える。

イ 主要遺構の分布は希薄だが空間が重なる場合

主要な遺構が明瞭でない場合や、空間の重なりが中心となる場合は、対応する土層と遺構の比較等により遺跡の重なりを示す方法を検討する。併せて、重なりに特化した表示や観察の方法を検討し、遺構表現を選択しない場合は、空間を活かした解説のみ、又は史跡体験の場として位置づける。いずれの場合も、個別史跡の理解を損なわず、誤解を生じさせないことを前提とする。

ウ 主要遺構がどちらか一方に偏る場合

主要な遺構が一方の史跡に偏る場合は、史跡全体での位置づけを確認したうえで、遺構表現に強弱を設ける方法、又は単一の史跡として整備する地区とし解説で補完する方法を検討する。2つの史跡の理解が偏らないよう、説明の順序や視点場の設定に留意する。

(3) 整備の優先度

整備は、優先度の高い地区から段階的に着手し、暫定的な整備と本格的な整備を使い分ける。整備の優先度は、調査が進捗し整備に必要な情報を得ていることや、史跡指定地であること、公有化が進んでいること、安全確保と維持管理の見通しが立つことなどを踏まえて判断する。

また、整備は調査・研究と連動させ、成果の蓄積と公開に応じて段階的に進める。特に未調査範囲を含む地区では、整備内容を早期に確定せず、得られた成果を遺構表示、空間構成、解説に順次反映し、現地理解の精度を高める。

第2章 重なる史跡の整備案

2-1 モデル整備案

モデル整備案は、重なる史跡の整備について、条件が比較的整う地点の整備の見本を提示するものである。モデル整備案は確定案ではなく、整備地区別の考え方と判断基準の具体化として例示するものである。

(1) 県立茅ヶ崎北陵高校周辺〔郡衙・環濠集落地区〕

県立茅ヶ崎北陵高校周辺は、重なる史跡の範囲の中核に位置し、各史跡の理解と遺跡の重なる理解を同一空間で成立させることが求められる地点である。整備は、時代ごとに空間を区切るゾーニングに依拠せず、表現方法と体験の組合せにより理解を促す。

また、本地点は発掘調査により整備可能な情報が蓄積されている地点である一方で、未調査部分を多く含むため、調査・研究成果の蓄積と公開を前提に、整備内容を更新できるよう、二段階の整備を行う。

ア 整備対象とする時期

史跡下寺尾西方遺跡（環濠集落）

2条の環濠と環濠内外に分布する竪穴建物が確認される集落Ⅱ期を主対象とする。

史跡下寺尾官衙遺跡群（郡衙）

前期（7世紀末～8世紀前半）及び後期（8世紀中葉～9世紀前半）の二時期を整備対象とする。前期は郡庁・正倉・館・厨（西部）を中心に、後期は館・厨及び移転した正倉（東部）を中心に表現を行う。

なお、史跡の時期以外に、史跡理解の補助線として近現代（県立茅ヶ崎北陵高校）を位置づけ、校舎基礎等の位置を地表面表示等で可視化する。近現代は、史跡の本質的価値を損なわない範囲で補助的に取り扱う。

イ 整備範囲

整備範囲は県立茅ヶ崎北陵高校周辺の指定地を基本とし、地区内で時代ごとに空間を区切るゾーニングは行わない。遺構表示の差異、動線の交錯、高低差や見通しの操作等により、来訪者が移動と観察を通じて各史跡の理解と遺跡の重なる理解を往還できる構成とする。

ウ 表現方法

郡衙は立体的表現を中心に、行政拠点としての秩序性・規格性が把握できるよう整理する。環濠集落は平面表示を基本に、集落の広がりや構造が読み取れるよう整理する。

遺跡の重なりは、解説表示だけでなく、立体／平面／線表示等の組合せ、高低差の扱い、必要に応じた土層・旧地形の提示等により、誤解なく共有される表現を基本とする。

エ ガイダンス機能

重なる史跡の理解の入口として、重なる史跡の範囲、遺跡の重なる読み取り方、地区内の見学の手順を整理して提示するガイダンス機能を設ける。また、模型・図解・デジタル表示等を用い、現地見学へつなげる構成とする。

オ 動線計画・視点場

郡衙の建物配置を縦断する動線、環濠や集落構造に沿って巡る動線、集落を横断する動線を交錯させ、行政の場と生活の場の理解を往還できる構成とする。併せて周辺地形や空間の広がりへ視線が開く地点を組み込み、立地・環境条件の理解へつなげる。

視点場は、①郡衙と環濠集落の主要要素を同一視野に収め、比較の前提をつくる地点、②立体表示と平面表示、線的表示を近接させ、遺跡の重なり（層位関係）を読み取らせる地点、③周辺地形や水系を含む眺望を確保し、場所性の読み取りへ接続する地点である。

解説は、各史跡の説明に収束させず、「何が見えるか（遺構・空間）」「どの時代の要素か」「その下（又は上）に何があるか」を簡潔に整理し、図（平面・断面）と併せて提示する。整備は地形改変を抑え、既存の開けた空間や園路の活用を基本とし、必要に応じて小規模なデッキ、踏み分け防止柵、誘導サイン等を組み合わせて保存と見学性を両立する。

カ 段階的整備

未調査部分を多く含む現状を踏まえ、第一段階の整備は既往成果を活用した早期の可視化、第二段階の整備は調査・研究と整備を並行させる段階とする。

第Ⅰ期整備（東側区域）

既往成果をもとに、重なる史跡の骨格を早期に示す。郡衙は正倉等の象徴的要素の立体的表現及び建物群の立体表示を核に整理し、環濠集落は平面表示や遺構表示を基本に広がり示す。ガイダンス機能を先行して整え、学校利用の記憶は補助的表示として取り込む。併せて、第Ⅱ期整備への導入として、土層断面等を活用し遺跡の重なりを把握できる観察地点の設置を検討する。

第Ⅱ期整備（西側区域）

調査・研究と整備を一体で進め、得られた成果を遺構表示、空間構成、解説へ随時反映する。第Ⅰ期整備との連続性を確保しつつ、重なる史跡として整備する内容を地区全体へ展開する。

(2) 七堂伽藍跡周辺〔下寺尾廃寺地区〕

七堂伽藍跡周辺は、公有地化が一定程度進み、寺院の骨格を明快に示しやすい地点である。本地点は、県立茅ヶ崎北陵高校周辺のように遺跡の重なりを直接体験させる役割とは分け、まず寺院としての構成・規格性・秩序性を確実に提示し、遺跡群理解の拠点となる整備を目指す。

したがって、本地点は単一の史跡として整備することとし、必要に応じて郡衙空間との関係を解説で補完する。併せて、史跡指定や文化財保護の歩みを伝える七堂伽藍跡碑周辺は、保存の歴史を示す導入点として一体で整備する。

ア 整備対象とする時期

寺院の基本構成が最も明瞭に示される創建期（7世紀末～8世紀前半）を主対象とする。寺院の継続と変化を理解する補助として、再建期（8世紀後半～9世紀第2四半期）の一部要素は限定的に取り扱う。

イ 整備範囲

整備範囲は公有地として確保されている範囲を基本とし、講堂・金堂跡及び区画溝を

中心に整備する。また、一体的な史跡空間として、建物ごとの分断的なゾーニングは行わず、遺構表示と動線により伽藍構成が理解できるよう整理する。

七堂伽藍跡碑周辺は、碑の視認性、短時間の読解空間、次の見学地点への接続情報を核として、最小限の範囲で整える。

ウ 表現方法

推定講堂跡

柱位置の立体表示、軒先雨落ち溝等の平面表示、遺構範囲の平面表示を組み合わせ、建物の量感と規模を併せて把握できる表現とする。

推定金堂跡

基壇は格式・構造を示す要点であるが、公有地化状況を踏まえ当面は平面表示を基本とする。立体的表現は用地条件と維持管理の見通しが整う段階で検討する。

区画構造

北側区画は位置と規模が理解できる平面表示とし、西側・南側区画は掘立柱塀として柱列の立体表示を行い、境界の連続性と閉鎖性が体感できる表現とする。

官衙との関係の補完

本範囲の主題は寺院空間の提示であるが、史跡下寺尾官衙遺跡群の構成要素としての位置づけが把握できるよう、位置図、遺構配置図、航空写真等を用いた解説を併設する。

七堂伽藍跡碑周辺の表現

碑が示す内容の読解補助、史跡指定から現在に至る保護の要点の整理、遺跡群理解へつながる情報を、小規模で更新可能な媒体として提示する。

エ 動線計画・視点場

伽藍中軸の正面性を意識した導入動線と区画内側を巡る回遊動線を組み合わせる。

伽藍構成の理解は「どこから見るか」に左右されるため、動線上に視点場を計画的に設定する。視点場は、①講堂・金堂・区画構造の関係が一望でき、伽藍の骨格が読み取れる地点、②建物の規模感（立体表示と平面表示）を同一視野で比較できる地点、③解説板等を置いても保存上の支障が少なく、安全確保と維持管理が可能な地点、を基本条件として選定する。

視点場における解説は、建物ごとの説明に分断せず、伽藍全体の構成（中軸・主要堂宇・区画）を一体として示したうえで、創建期を主軸に、再建期の内容を限定的に補足する。郡衙との関係は、位置図等により「史跡下寺尾官衙遺跡群の中の寺院」という位置づけを示す。

(3) 南東側環濠周辺〔郡衙・環濠集落地区〕

南東側環濠周辺は、史跡下寺尾西方遺跡の外側環濠構造を示し、集落外縁部の広がりを理解するうえで重要な地点である。一方、上部削平が著しく、環濠は下部の残存のみが確認されている。さらに家屋に隣接し敷地が狭小で、前面歩道がないことから、安全確保と

周辺生活環境への配慮が整備上の重要条件となる。

したがって本地点は、復元に限定せず、根拠資料に基づく規模感の可視化を中心として、簡潔な整備を基本とする。整備としては、単一の史跡として整備することを基本とし、必要に応じて重なる史跡の理解へ接続する補助的解説を組み合わせる。

ア 整備対象とする時期

史跡下寺尾西方遺跡の外側環濠が確認される集落Ⅱ期以降を主対象とし、外側環濠の構造が理解できる段階を中心に扱う。

イ 整備範囲

整備範囲は、指定地の範囲を基本とし、環濠確認地点と延長方向の理解が得られる最小限の範囲で、表示・解説・観察空間を組み立てる。敷地内では一定の滞留が可能であることから、環濠の平面表示及び規模感の提示、解説の読解が無理なく成立する観察位置を確保する。

一方、民家が接している条件を踏まえ、視線・滞留・音などが周辺の生活環境に影響しないよう、観察位置の設定、解説媒体の配置、誘導方法を整理する。併せて、前面の道路状況を踏まえ、観察空間は安全確保を最優先として構成し、利用のルールや注意喚起を運営と連動して整理する。

このため、観察位置は安全確保と周辺生活環境への配慮を前提に限定し、表示・等倍提示・解説の読解が短時間で成立する構成とする。

ウ 表現方法

環濠の位置・線形の表示

環濠は平面表示を基本とし、線形の連続性と走向が読み取れる表現とする。

本来規模の提示

上部削平により現地で体感しにくい規模感は、他地点の土層剥ぎ取り資料やオルソ画像等の高精度資料を活用し、等倍スケールで幅・深さのイメージを提示する。想像復元ではなく、同一遺構の実測記録に基づく「規模の提示」として位置づけ、根拠資料を併記して誤解を避ける。

生活環境への配慮を前提とした解説

視線・滞留・騒音等が周辺に与える影響を抑える配置とし、解説媒体は小規模で簡潔な形式を基本とする。

エ 動線計画・視点場

動線は、平面表示の観察から等倍提示・解説へ最短距離でつなげ、敷地内の滞留が道路側へにじまない構成とする。併せて、歩道幅員が限られる条件を踏まえ、誘導方法、注意喚起、利用のルールを明確にし、運営と連動して安全性を確保する。

視点場は、安全確保の観点から観察位置を限定し、短時間で理解が完結する設定を基本とする。視点場は、①環濠の平面表示と線形が読み取れること、②等倍提示（幅・深さ等）と解説の読解が同一の観察位置で成立すること、③道路状況及び周辺生活環境へ

の影響を抑えられること、④解説媒体等を設置しても保存上の支障が少なく、維持管理が可能であること、を基本条件として選定する。

(4) ガイダンス・便益施設

ガイダンス施設及び便益施設は、重なる史跡の理解の導入として、広域に分布する見学地点の周遊を支える機能として重要である。史跡の保存を最優先とする観点から、指定地外を基本として例示する。想定される施設の機能は、次のとおりである。

ア ガイダンス機能

重なる史跡の範囲、2つの国史跡の関係、遺跡の重なるの読み取り方、見学の基本動線、整備地区ごとの役割分担を、模型・図解・デジタル表示等で整理し、現地見学へつなげる。

イ 便益機能

トイレ・休憩等の機能を確保し、見学の負担を軽減する。併せて、市内の関連文化財等との回遊を支える情報提供の方法を整理し、史跡の保存を最優先とする範囲で運用の方向性を検討する。

ウ 展望テラス等

史跡空間と周辺地形を俯瞰できる場所を活かし、来訪の導入として下寺尾遺跡群の全体像（史跡の配置、地形・水系、周遊の見通し）を提示する「俯瞰の視点場」とする。

2-2 実施工程

本章では、モデル整備案について、実施工程を提示し、実施手順と並行関係を整理する。整備の着手は、重要度のみで一律に決めず、公有地の確保、民有地・道路敷等の調整の見通し、設計に必要な情報の整理、必要に応じた追加調査の実施、安全確保、周辺利用との調整、維持管理の見通しなどの整備条件が整ったところから段階的に進める。

整備の期間区分は、保存活用計画における区分に準拠し、短期（5年まで）、中期（5～10年）、長期（10年以降）とする。

(1) 短期（5年まで）

短期は、関係機関の連携・協議、整備基本計画の策定、調査・情報蓄積などを進めつつ、整備条件が整った対象から設計へ移行する期間である。小規模地区は、整備内容の整理と並行して設計・整備工事に着手することを可とし、実施の可否と着手時期は協議結果により調整する。

(2) 中期（5～10年）

中期は、短期に整理した条件を踏まえ、モデル整備案の検討、設計・整備を行う期間である。

(3) 長期（10年以降）

長期は、供用後の更新を継続しつつ、必要に応じて段階的な拡張整備を進め、理解の深化と運用の安定化を図る期間である。